

ようていちくかっせいかけいかく
ようてい地区活性化計画

北海道倶知安町・蘭越町・ニセコ町

平成24年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	ようてい地区活性化計画						
都道府県名	北海道	市町村名	倶知安町、蘭越町、ニセコ町	地区名(※1)	ようてい地区	計画期間(※2)	平成24～28年

目 標 : (※3)
 本地区は、北海道の南西部に位置し、恵まれた土壌・気候と栽培技術によって高品質・良食味の米産地として知られており、近年では安心・安全の消費者ニーズに応えるため、北海道の認証する減農薬・減科学肥料栽培(イエスクリーン)に積極的に取り組んでいる。
 この特別栽培米に特化したクリーン米を専用の雪氷熱利用の雪蔵倉庫で貯蔵集出荷の管理を行い地域ブランド化を図る。優位販売に加え、Yes! Clean栽培面積と技術の修得による単位収量の増加が図られる。また、低タンパク比率の向上による品質向上効果が大きく期待され、目標年次におけるクリーン米販売額10.0%以上の増加を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要: 本地区は、北海道の南西部「後志管内」の中央部に位置し、周囲をニセコ連峰、羊蹄山等の風光明媚な山岳に囲まれた盆地を形成しおり、中央部を清流日本一の「尻別川」が横断し日本海に注いでいます。近年、ニセコエリアが良質な雪質のスキー場で国際的に脚光をあびており、多くの外国人観光客が訪れています。 農業は、気候や土地等の自然条件、大消費地である札幌圏に近いなどの地理的条件から、水稻、畑作物・野菜、畜産など幅広い生産活動が行われており、さながら「北海道農業の縮図」と呼べる特徴があります。総経営耕地面積10,162haを有し、そのうちの41.2%である4,186haを水田が占めており(H22農林業センサス)、転作目標も達成している。倶知安町、ニセコ町では主に畑地、蘭越町では水田が基幹となっています。
現状と課題 本地区の農業就業人口は、人口の減少や高齢化の進行により、平成12年2,205人、平成22年1,607人と10年間で598人、割合にして27.1%の減少をみている。また、農家戸数では、平成12年1,004戸、平成22年694戸と310戸、30.9%の減少となっている。(農林業センサス) JAようていの米は、「らんこし米」「ニセコとっておき米」「倶知安麗水米」等の低タンパク米比率が高く良食味米産地として認知されており、恵まれた土壌・気候と栽培技術によって、北海道の優良品種「ゆめぴりか」の代表となる産地づくりを目指している。また、本地区は良食味に加え安心・安全の消費者ニーズに答える減農薬・減科学肥料栽培に積極的に取り組んでおり、特に、ニセコ町内は全水稻の8割近くが北海道の推奨するイエスクリーン栽培を実践している。 高品質・良食味米を優位販売するにあたっては、長期にわたる安定的な保管・供給体制が求められていますが、現状の米倉庫は、低温貯蔵が4割に満たない。老朽化した常温倉庫においては、湿害・虫害等のリスクが高いことに加え、肌ずれ米や古米臭の発生等、米の品質維持管理に困窮しており、早急の改善が必要とされている。
今後の展開方向等(※4) 本地域の活性化を図り定住人口の確保を図るためには、基幹産業である農業の活性化が最重要課題であり、農業者の減少緩和や農業後継者の育成に努めるほか、農地利用集積円滑化団体を組織しての農地集積の高度化、耕作放棄地対策等農地の保全を図る。近年、食の安全が大きく損なわれている中で、「品質」や「安全・安心」といった消費者ニーズにあった生産体制への転換を進めるとともに、地域循環型クリーン農業の実践と地域に存在する再生可能エネルギーの利用等を図るなど、環境に配慮した生産活動を推進する。 経営安定化対策としては、農業生産のコスト割れを防ぐ戸別所得補償制度の定着化や農業生産基盤・農村生活環境の整備、流通販売対策の推進等を通じて、意欲ある多様な農業者の育成・確保に務める。また、生産・加工・販売の一体化、農業と観光・商工業との連携を図り、農業・農村の6次産業化を推進する。 本事業では、特別栽培米に特化した米の販売戦略を推進するため、再生可能エネルギー(雪氷熱)を利用し、長期品質保持が可能なクリーン米専用の低温貯蔵施設の拡充を図り、高品質・良食味な「JAようてい米」の産地ブランド化を図り、優位販売に繋げることで生産者所得の向上を図る。低温貯蔵による長期品質保持により、用途別販売において安定的な「一般小売向け精米」の優位販売が可能となることから、生産意欲が高まりイエスクリーン栽培面積の増加と技術の修得による生産性の向上が期待される。また、減肥栽培により、タンパク値低減の品質向上が販売額を増加させる。 北海道でも屈指の豪雪地帯である当地区が、雪と共生し、豊かな自然環境と調和した、安心・安全かつエコロジーな良食味米の産地としてのクリーンなイメージが高まることにより、米のみならず他の農畜産物への波及効果が大きく期待される。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
二セコ町、蘭越町、倶知安町	ようてい地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	ようてい農業協同組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

広域農協である「ようてい農業協同組合」の地域内で、水田地帯を有する3町が連携し計画を作成する。

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

ようてい地区(北海道倶知安町、蘭越町、ニセコ町)	区域面積 (※2)	34,874ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積34,874haのうち、経営耕地面積は10,162ha(農林業センサス)であり、農業就業人口は、2,184人(H17国勢調査)で、全就業人口に対して15.7%を占めている。		
②法第3条第2号関係: 農業人口が約16%を占める当地区においては、施設の整備により農業経営の安定を図り、農業後継者を確保することで、農業従事者の減少を抑えることにより地域の活性化を図ることが必要である。		
③法第3条第3号関係: 当区域は、倶知安町、蘭越町、ニセコ町内の農業振興地域を区域とし、市街地を含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項(該当なし)

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2条 第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項(該当なし)

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

活性化計画終了年度(平成28年度)産のイエスクリーン米集出荷実績により、事業実施主体が評価をする。

イエスクリーン米販売額実績の検証・確認	→	JAようていの集出荷実績により確認する。
イエスクリーン米栽培面積の検証・確認	→	イエスクリーン米栽培面積実績報告により確認する。
1等米比率、タンパク値の検証・確認	→	JAようていの集出荷実績及び農産物出荷検査結果により確認する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

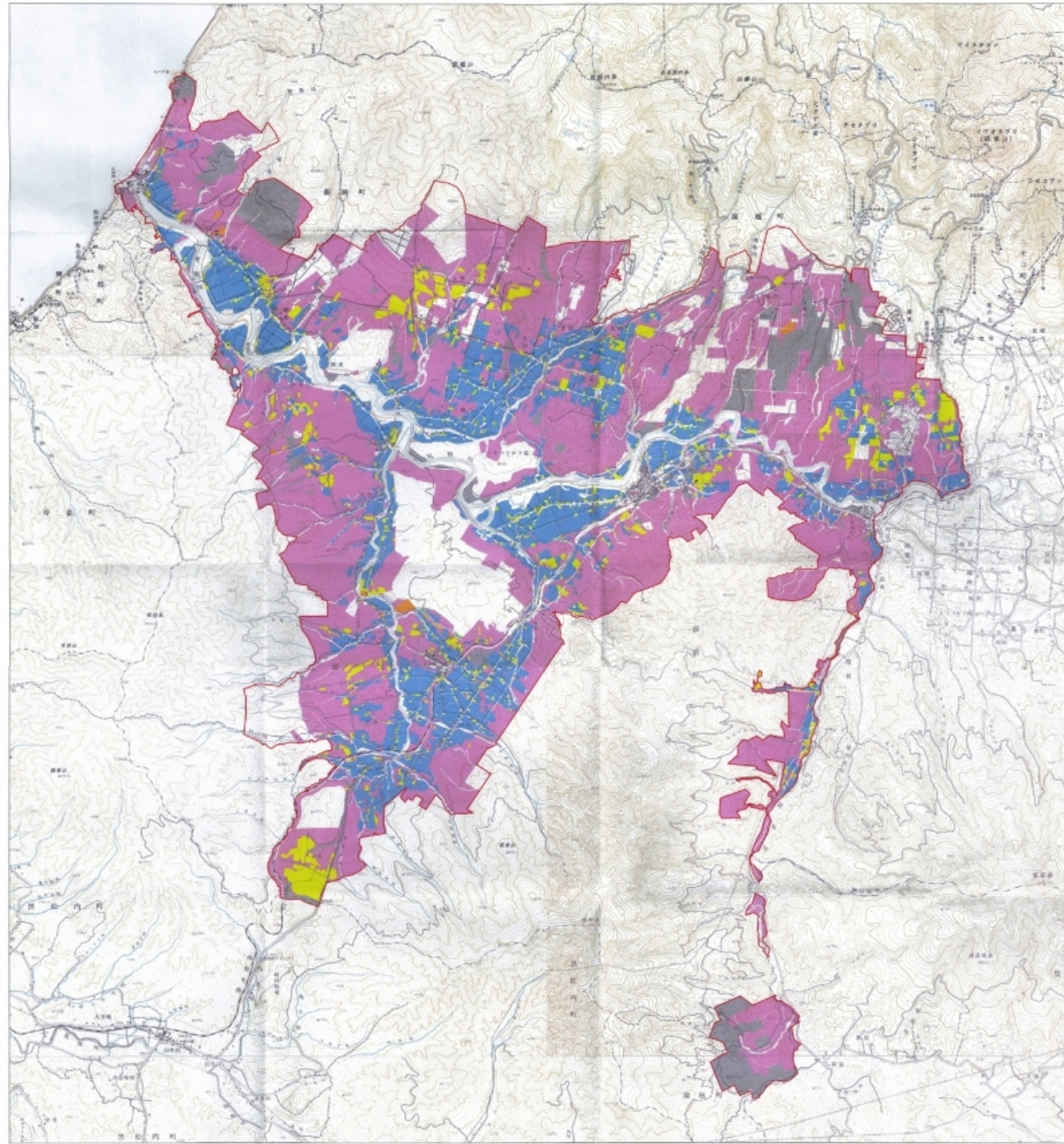
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。



蘭越町土地利用計画図

平成二十二年 度



1 : 50 . 000

凡 例	
	農業振興地域
	河
	湖
	緑園地
	緑地・緑地帯
	緑地・緑地帯
	農業用地
	山林・森林
	その他
	白地・田
	白地・畑
	白地・緑園地
	白地・緑地
	白地・緑地
	白地・緑地
	白地・山林
	白地・その他



土地利用計画図



記 号



- ①、反動はエネルギー複合システムの設置、設備等は第3期、中央・地方自治体負担147%
- ②、燃料に付した税増徴は経緯年度1分ごとの負担
- ③、高下の基準は東京電力の平均海運
- ④、毎気候の削減は20セント
- ⑤、燃料方式は西側外80%（昭和67年）
- ⑥、形式は昭和60年代末、昭和64年5月8日「工」35,000世帯設置式

凡 例

